# 投資信託説明書(交付目論見書)



使用開始日 2025年4月23日

## AR国内バリュー株式ファンド (ファンドラップ)

追加型投信/国内/株式/特殊型(絶対収益追求型)

商品分類				属性区分				
単位型• 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	特殊型
追加型	国内	株式	特殊型 (絶対収益追求型)	その他資産 (投資信託証券*)	年1回	日本	ファミリー ファンド	絶対収益追求型

※投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・中小型株」です。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でご 覧いただけます。

この目論見書により行う「AR国内バリュー株式ファンド(ファンドラップ)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法 (昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年4月22日に関東財務局長に提出しており、2025年4月23日にその効力が生じております。

- ■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論 見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホーム ページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は 請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社 にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。 なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨 をご自身で記録しておくようにしてください。

- ■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理 されています。
- ■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

### アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号設立年月日:1985年7月1日

資本金:20億円(2025年1月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:20兆774億円 (2025年1月末現在)

#### 委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】

https://www.am-one.co.jp/

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社



## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

### ファンドの特色

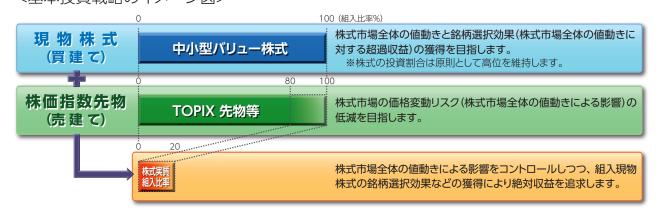
わが国の株式と株価指数先物取引を組み合わせた運用により絶対収益の 獲得を目指します。



絶対収益(Absolute Return = AR)の獲得とは、市場全体の変動とは無関係に投資元本に対する収益をあげることをいいます。

ただし、必ず収益を得ることが出来るということを意味するものではありません。

- ●わが国の中小型バリュー株式を主要投資対象とします。
  - ●バリュエーション(株価指標)が割安な銘柄の中から、調査・分析をもとに投資銘柄を選定し、相対的に株式時価総額が中小規模の企業の株式\*を中心とするポートフォリオを構築します。
    - ※TOPIX100採用銘柄を除くわが国の株式をいいます。
- ●株価指数先物取引を活用し、株式の実質組入比率を機動的にコントロールします。
  - ◆わが国の株式を買建てると同時に、株価指数先物(TOPIX先物等)の売建てを積極的に活用し、株式実質組入比率(現物株式と株価指数先物の合計の組入比率)を、原則として0%から20%の範囲内でコントロールします。
- <基本投資戦略のイメージ図>



※上図は、当ファンドの基本投資戦略を分かり易く掲示するために、現物株式の組入比率を100%にした事例のものであり、 実際の運用における組入比率とは異なります。

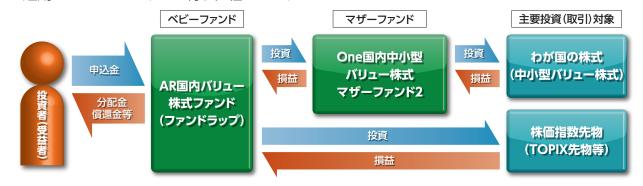


## ファンドの目的・特色

株式への投資にあたっては、「One国内中小型バリュー株式マザーファンド2」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

### ファミリーファンド方式について

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



■以下のプロセスにて運用を行います。

### 運用プロセス

### わが国の株式(TOPIX100採用銘柄を除く)

### 投資ユニバース

現物株式ポートフォリオ

株価指数先物の売建て (株式実質組入比率のコントロール)

先物調整後ポートフォリオ

上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

### 投資ユニバースの決定

- ・株価指標によるスクリーニングを実施
- ・信用リスク・流動性リスクの高い銘柄を排除
- ・投資アイディア、分析ツール、スコアリングにより、投資魅力度が高い 銘柄を抽出

### 現物株式ポートフォリオの構築

- 企業の本質的価値に対して割安であり、今後割安な状態が解消される 見込みが高いと判断される銘柄に投資
- <投資判断のポイント>
- ・本質的価値が見直される要素があるか
- ・短期的な業績悪化により、更に割安となる可能性がないか など

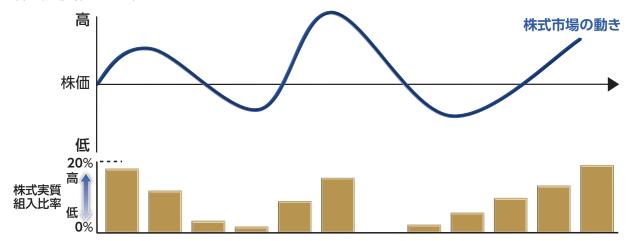
#### 株式実質組入比率の決定

- 以下の分析を基にファンドマネジャーの定性判断を加え、株式実質組 入比率を決定
- ・マクロ環境、セミマクロ環境、市場環境等の多面的な分析
- ・トレンド(方向性)分析(TOPIX移動平均の分析)



## ファンドの目的・特色

<株式実質組入比率のコントロールのイメージ図>



相場見通し	相場見通し株式実質比率のコントロール	
下落予想時	株式実質組入比率を下げて市場リスクの低減とパフォーマンスの安定・確保を図ります。	
上昇予想時	株式実質組入比率を上げてパフォーマンスの向上を図ります。	

<sup>※</sup>上図は株式市場が上昇・下落を繰り返す揉み合い局面での株式実質組入比率のコントロールのイメージを示したものであり、実際の運用を示唆、保証するものではありません。

当ファンドは絶対収益の獲得を目指しますが、投資状況や運用状況等によっては投資元本を割り込むことがあります。

### ■主な投資制限

- •マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- •株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- •外貨建資産への投資は行いません。
- •マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- •デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- •1発行体等あたりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。
- •非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

### ■分配方針

年1回の決算時(毎年7月22日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および 売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金 額を決定します。

- ※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(株価指数先物取引を含みます。)に投資しますので、ファンドの 基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、 投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投 資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

## 株価変動リスク

### 投資する企業の株価の下落等は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが実質的に投資対象とする中小型株式は、株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動する場合があります。

当ファンドは株価指数先物を売建てますので、株価指数先物が値上がりした場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

なお、当ファンドは、主として中小型株への実質的な投資を行うと同時に株価指数先物を売建て、株式実質組入比率を0%から20%の範囲内で機動的に調整を行うため、株式市場全体の動きと当ファンドの基準価額の動きは大きく異なる場合があります。

実質組入株式と株価指数先物の価格変動率は一致するものではなく、株式実質組入比率を 0%にしている状況でも株式市況の変動の影響を受け基準価額が下落する場合があります。 また、実質組入株式の投資成果がプラスとなった場合でも株価指数先物への投資によるマイナスの影響の方が大きい場合等には、基準価額が下落する要因となります。

## 流動性リスク

### 投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の 下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。なお、当ファンドが実質的に主要投資対象とする中小型株は、大型株と比較して、一般的に流動性が低い傾向があります。

### 信 リスク

## 投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



## 投資リスク

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ●有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ●収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
  - ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - •受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻 しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本 のことで、受益者毎に異なります。
  - •分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- ●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

### リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを 把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。 なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



## 投資リスク

### <参考情報>

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- \*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があり ます。
- \*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



- \*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- \*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

#### 各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	[FTSE世界国債インデックス(除く日本)]は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



#### データの基準日:2025年1月31日

### 基準価額・純資産の推移《2019年1月31日~2025年1月31日》

### 分配の推移(税引前)



2020年 7月	0円
2021年 7月	0円
2022年 7月	0円
2023年 7月	0円
2024年 7月	0円
設定来累計	0円

<sup>※</sup>分配金は1万口当たりです。

### 主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	One国内中小型バリュー株式マザーファンド2	85.06

#### その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(売建)	△71.62

#### ■One国内中小型バリュー株式マザーファンド2

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

#### 資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	99.17
内日本	99.17
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	0.83
合計(純資産総額)	100.00

### 株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	電気機器	12.46
2	卸売業	11.77
3	銀行業	10.19
4	機械	7.72
5	建設業	5.92

#### 組入上位10銘柄

順位	銘柄	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	シンフォニア テクノロジー	株式	日本	電気機器	4.46
2	関電工	株式	日本	建設業	4.18
3	日本証券金融	株式	日本	その他金融業	3.57
4	JVCケンウッド	株式	日本	電気機器	3.53
5	東テク	株式	日本	卸売業	3.39
6	セーレン	株式	日本	繊維製品	3.01
7	北國フィナンシャルホールディングス	株式	日本	銀行業	3.00
8	因幡電機産業	株式	日本	卸売業	2.98
9	SWCC	株式	日本	非鉄金属	2.81
10	川田テクノロジーズ	株式	日本	金属製品	2.73

### 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2019年は設定日から年末までの収益率、および2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

- ○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

<sup>※</sup>基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

<sup>※</sup>分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。 (設定日:2019年1月31日)

<sup>※</sup>当ファンドにはベンチマークはありません。



# 手続·手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1□=1円)
購入価額	購入申込受付日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年4月23日から2025年10月22日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限(2019年1月31日設定)
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・受益権口数が10億口を下回ることとなった場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎年7月22日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、 販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売 会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。
そ の 他	当ファンドは、ラップ口座にかかる契約に基づいて、ラップ口座の資金を運用するためのファンドです。したがって、当ファンドのお申込みは、販売会社にラップ口座を開設した投資者等に限ります。



## 手続·手数料等

### ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料	ありません。				
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。				
投資者が信託財産で間接回	的に負担する費	用			
	信託報酬== ※運用管理	運用期間中の暑 費用(信託報酬 の6ヵ月終了E	額に対して <mark>年率0.814%(税抜0.74%)</mark> 基準価額×信託報酬率 州)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期 日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払		
運用管理費用	支払先	内訳(税抜)	主な役務		
(信託報酬)	委託会社	年率0.70%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価		
	販売会社	年率0.01%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理等の対価		
	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行 等の対価		
そ の 他 の 費 用・手 数 料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。  ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。				

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

### ■税金

- ●税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期		項目	税金
分	配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金(解 約)時 お よ び 償 還 時		所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

<sup>※</sup>外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

<sup>※</sup>法人の場合は上記とは異なります。

<sup>※</sup>上記は2025年1月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



# 手続·手数料等

#### ··· (参考情報)ファンドの総経費率 ·-----

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.82%	0.81%	0.00%

(表示桁数未満を四捨五入)

- ※対象期間:2023年7月25日~2024年7月22日
- ※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- ※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。
- ※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。
- ※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

